

# 目録規則における Aggregate

## 「著作」の観点を中心に

橋詰秋子（慶應義塾大学大学院）

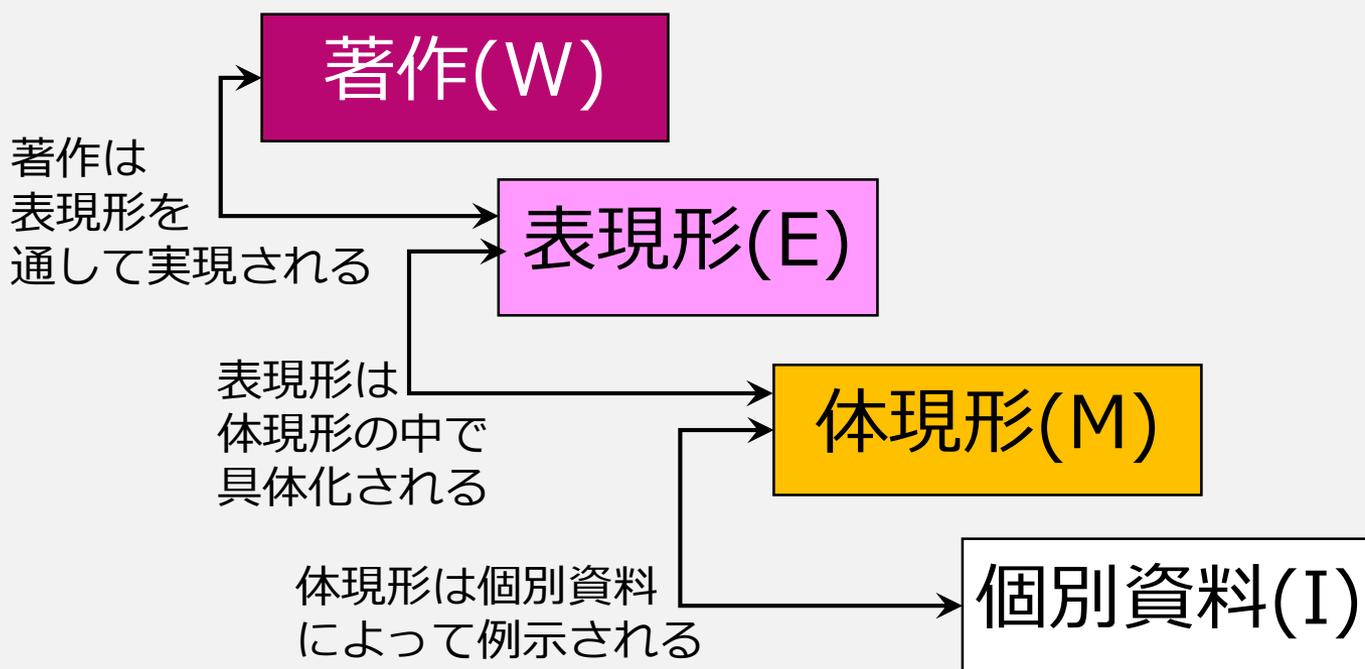
2019年度三田図書館・情報学会研究大会

2019年11月16日（土）

# 目録高度化の取組における**著作**の重視

- 著作を用いたナビゲーション機能向上の実現
- **著作** = “個別の知的・芸術的創造” (FRBR)

## FRBRにおける知的・芸術的成果を示す4実体群



# 著作の粒度にかかわる問題

従来の目録法は、**全体物**と**構成物**を著作として扱い関連づけることが困難

2論文で構成される論文集

**全体物**

**構成物1**

**構成物2**

論文1の著作

論文2の著作

論文1の表現形

論文2の表現形



論文集の著作

論文集の表現形

論文集の体現形



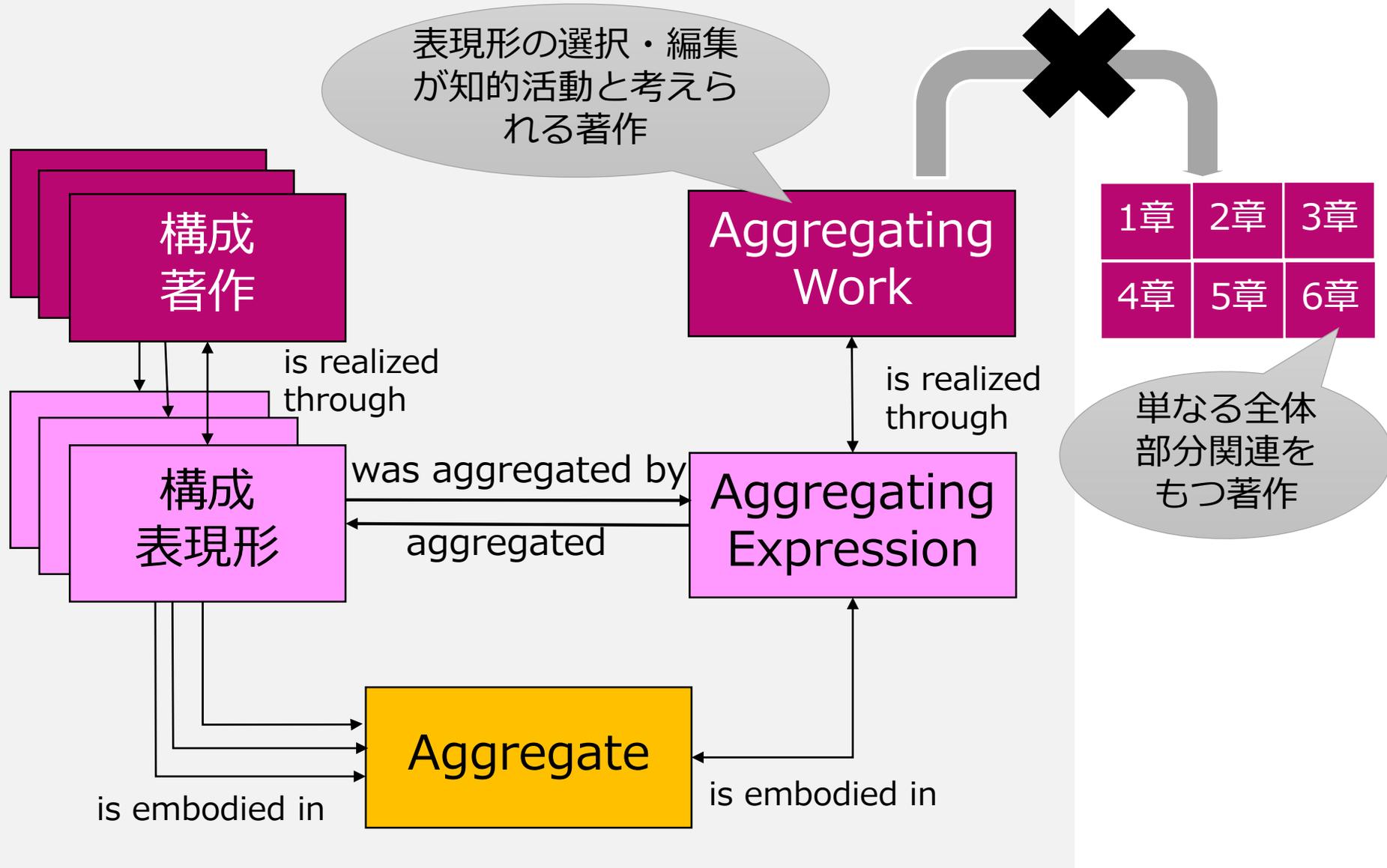
# Aggregate (集合体現形)

複数の著作や表現形が  
1つの体現形に具体化  
した資料



- 著作の同定識別の一貫性を阻む障壁
- FRBR以降に行われた国際的な議論を経て  
**IFLA図書館参照モデル(IFLA LRM) (2017)**  
の中で定義・モデル化

# IFLA LRMのAggregateモデル



# 問題意識と研究目的

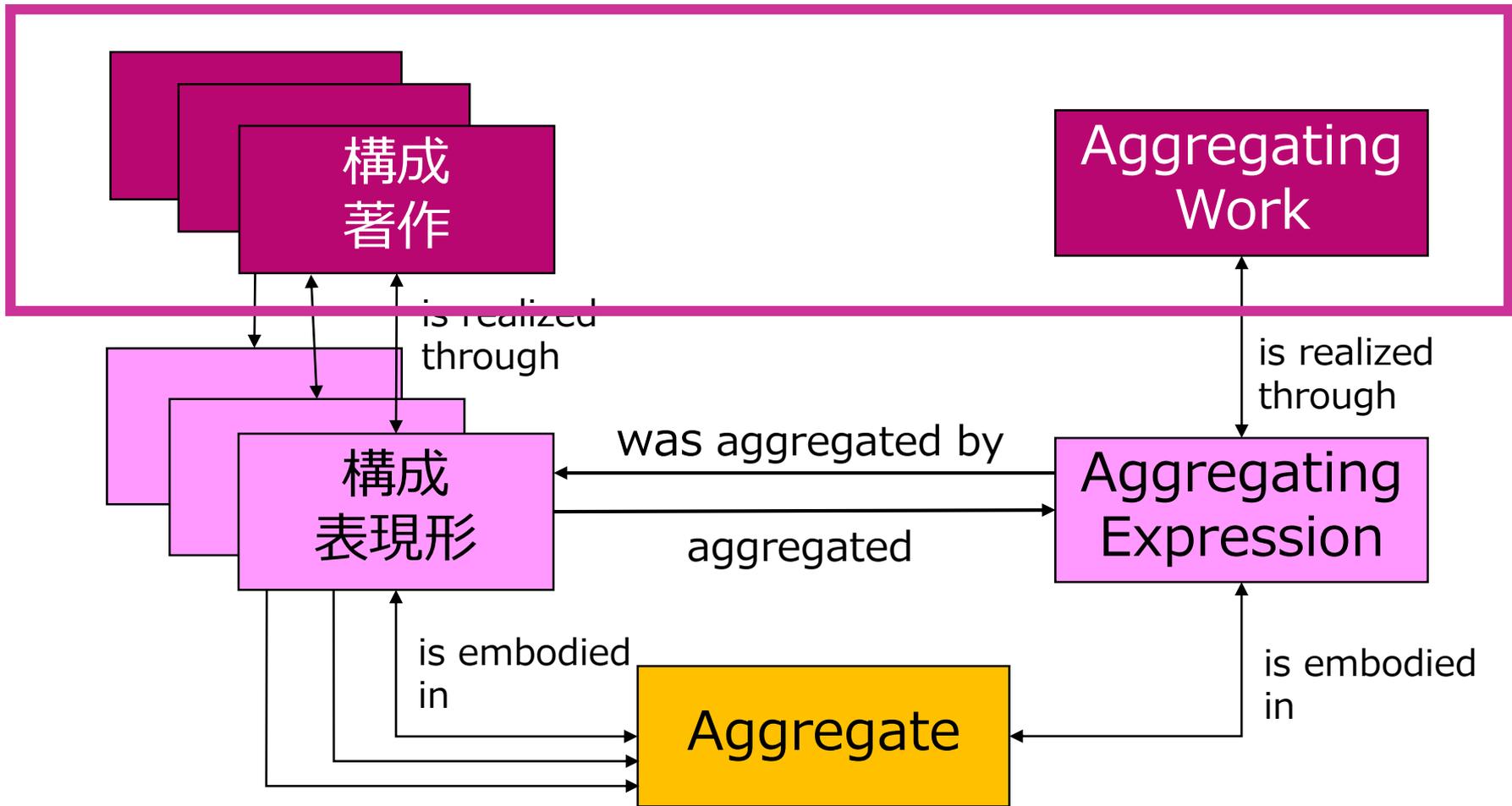
- IFLA LRMが示す定義・モデルは、あいまいなAggregate概念を可能なかぎり明瞭化
  - ⇒ 目録高度化のために目録作成へ適用
  - ⇒ 目録作成ツールである目録規則へ反映
- 目録規則は、これまでどのようにAggregateに相当する資料を扱ってきたのか？ IFLA LRMのAggregateモデルをどの程度反映しているのか？

## 研究目的

現行の目録規則が、どのようにIFLA LRMの **Aggregating Work** を扱っているか明らかにする

「著作」を  
中心に分析

# IFLA LRMのAggregateモデル



# 研究対象

## ■ Resource Description and Access (RDA)

- ・ 2010年刊行, 実質的な国際標準
- ・ FRBRに準拠
- ・ 2017年5月にダウンロードした規定類が対象

比較

**英米目録規則第2版 (AACR2)**

## ■ 日本目録規則2018年版 (NCR2018)

- ・ 2018年12月刊行, 適用準備中
- ・ RDAに準拠

比較

**日本目録規則1987年版 (NCR1987)**

# リサーチクエストション

## RQ1

**RDA**と**NCR2018**は、IFLA LRMのAggregating Workに相当するものをどのように扱い、IFLA LRMのモデルをどの程度反映しているのか。

## RQ2

**RDA**のAggregating Workの扱いは、先行規則である**AACR2**の扱いとどの程度異なっているのか。

**NCR2018**のAggregating Workの扱いは、先行規則である**NCR1987**の扱いとどの程度異なっているのか。

# IFLA LRMにおけるAggregateの3タイプ

## ①コレクションAggregate **対象**

独立して作成された複数の表現形の集合で、単一の体現形にまとめられて出版されたもの

例) 論文集, モノグラフシリーズ



## ②追加Aggregate **対象**

独立した著作に従属的な著作が追加されているもの

例) 解説付き小説, 挿絵のある小説



文庫解説：  
江南亜美子

## ③パラレルAggregate

同一著作の複数の表現形を具体化したもの

# 手法

各規則の中から、以下を抽出し（発表論文集第2表）

- ・ **「著作の同定キー」の作成にかかわる規定類**
- ・ **全体物と構成物を関連づける規定類**

IFLA LRMのAggregating Workに関係するかどうかを分析

抽象的な実体である「著作」は、実際には資料の集合として現れると捉えられる

資料集合を目録上で形成⇒「著作の同定キー」

同一著作に属する  
複数の体現形を同定し  
集めるキーとなる要素

# 分析の結果

ケースごとにアクセスポイントの構築法を規定

- ・ 単一の創作者による著作 ←コレクション
- ・ 共著作 Aggregate
- ・ 複数の創作者による著作の編集物 のAW
- ・ 改訂・改作 IFLA LRM
- ・ 既存著作に注解・解説・図等を追加したもの
- ・ 創作者が不明な著作 ↑  
追加AggregateのAW  
IFLA LRM

➡ 「著作の同定キー」の作成規定の中に  
Aggregating Workを扱う内容を組み込む

## RDA 6.27.1.2 単一の創作者による著作

単一の作為者が著作の創作に責任を有する場合、**著作の典拠形アクセスポイント(AP)**は以下の要素を結合して構築せよ

- a) 創作者に該当する個人・家族・団体の典拠形AP
- b) 著作に対する優先タイトル

例 John Paul II, Pope, 1920-2005. Speeches

a)

b)

Saigyō, 1118-1190. Works

a)

b) 編集物用の「集合タイトル」



コレクションAggregateに体现される  
Aggregating Workを示す典拠形AP

**RDA 6.27.1.6 既存著作に注解・解説・図等を追加したものの  
注解・解説・図等が既存著作に追加されており  
かつ**

**その注解等と既存著作を編集物(compilation)として同  
定することが重要と考えられる場合は  
編集物に対する典拠形アクセスポイントを構築する規定  
(6.27.1.4)を適用せよ**

**編集物と個々の著作の間の関連の記録は, 25.1を見よ**

例 U.S. Marines in Iraq, 2003: anthology  
and annotated bibliography

b) 編集物の優先タイトル  追加AggregateのAW  
を示す典拠形AP

## 著作間の関連 (25.1)

- Aggregating Workと構成著作を著作レベルで関連づける

⇔ IFLA LRM Aggregateの関連は表現形レベル

## 著作の部分に対するアクセスポイント(6.27.2)

- Aggregating Workの構成物を特定する
- Aggregating Workの構成著作  
著作の単なる構成部分 (例：小説の各章) } 区別せず

⇔ IFLA LRM 上記を明確に区別

# AACR2 Aggregating Workの扱い

## アクセスポイントの選定(21章)

RDAと類似する形で規定をケース分け

21.4 1個人または1団体が責任を有する著作

21.5 著者が不明, もしくは不確定な著作

21.6 責任性の分担されている著作

21.7 異なる個人・団体が責任を有する著作

(中略)

21.11 挿図入りテキスト

21.12 テキストの改訂

21.13 注釈付きテキスト

21.14 翻訳

21.15 伝記的・批評的資料を合わせたテキスト

コレクション  
Aggregate  
のAW

追加  
Aggregate  
のAW

➡ RDAの扱いはAACR2を引き継いだものと推測

# NCR2018 Aggregating Workの扱い

➡ 原則的には、RDAと同様の形で、Aggregating Work(AW)を扱える

## 著作に対する典拠形アクセス・ポイント (21.1.1-5)

- ・ RDAと同様に規定がケース分け
- ・ コレクションAggregateのAWを扱うケースが含まれる
- ・ **ただし、追加Aggregateに関する部分がRDAと異なる**

## 著作の部分に対する典拠形アクセスポイント (21.1.7)

- ・ AWの構成物を扱う仕組み

## 著作間の関連 (43.1-4)

- ・ 著作レベルで全体物と構成物を結びつける仕組み

# NCR2018 追加Aggregate

## NCR2018 22.1.5

### 既存の著作に注釈、解説、図等を追加した著作

既存の著作に注釈、解説、図等を追加した著作が、その注釈等に責任を有する個人・家族・団体の著作と見なされる場合は（中略）新しい典拠形APを構築する

その著作が単に既存の著作の一つの版である場合は、表現形として扱い、既存の著作に対する典拠形APを用いる

➡ NCR2018の当該ケースは、Aggregating Work  
と関係のない内容  
NCR1987の規定内容を引き継ぐ

## 統一タイトル (25章) 参照 (21.6)

- 規定の中に、AggregateおよびAWにかかわる内容は全く含まれない

⇒NCR1987はAWを扱う仕組みを持たない

## 書誌階層構造 (0.8)

目録データ内の書誌的要素について、全体とそれを構成する部分を全体部分関連で関連づける仕組み

- コレクションAggregateの全体物と構成物とを**体現形レベル**で表現する

⇒AWと構成著作を扱うことと同義でない

- **NCR2018における同規定も同様**

# まとめと考察

# 【RQ1】 RDAとNCR2018のAWの扱い

	RDA	NCR2018
「著作の同定キー」作成に関わる規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・コレクションAggのAW</li><li>・追加AggのAW</li><li>・構成著作 <b>LRMと違</b></li></ul> を扱う内容が組み込まれる	<ul style="list-style-type: none"><li>・コレクションAggのAW</li><li>・構成著作 <b>LRMと違</b></li></ul> を扱う内容が組み込まれる
全体物と構成物の関連づけに関わる規定	著作レベルで直接関連づけ <b>LRMと違</b>	著作レベルで直接関連づけ <b>LRMと違</b>

# 【RQ2】 先行規則との異なり

## RDAとAACR2

AACR2はRDAと同様のAWを特定する仕組みを有している



RDAの扱いはAACR2を継承と推測

## NCR2018とNCR1987

NCR1987の著作同定キー作成の規定には、AggやAWに関する内容を含まない



NCR2018は、AWを扱う仕組みがない



著作に関する機能の弱さの一部

# 目録規則における Aggregate

## 「著作」の観点を中心に

橋詰秋子（慶應義塾大学大学院）

2019年度三田図書館・情報学会研究大会

2019年11月16日（土）